



山形県公報

令和元年9月20日(金)
第40号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……471
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……480
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……481
- 建設業法に基づく監督処分……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……482

公 告

- 鳥獣保護区特別保護地区指定の予定……………(みどり自然課) ……同
- 同……………(同) ……483
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……484
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(同) ……485
- 令和2年度山形県立農林大学校入校者の募集……………(農政企画課) ……486
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……487

正 誤

告 示

山形県告示第293号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和元年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
株式会社東京リハビリテーションサービス 東京都千代田区神田小川町一丁目8番地8	子ども発達支援ルームおれんじ学園 かみのやま 上山市二日町10番25号 二日町プラザ2階	保育所等訪問支援	令和元. 8. 30

山形県告示第294号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 みちのく村山農業協同組合
 代表理事組合長 折原 敬一
 村山市楯岡北町一丁目1-1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
三宅 善一 尾花沢市大字延沢800 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和元年9月5日
高嶋 洋一 村山市楯岡笛田二丁目19-11 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
折原 武 尾花沢市大字原田38 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
有路 拓矢 北村山郡大石田町大字大石田甲469 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
芦野 和弘 東根市神町東一丁目10-6-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大貫 清悦 尾花沢市大字高橋364 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
押切 智志 東根市神町西五丁目1-27-22 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
加藤 正人 尾花沢市大字丹生1523-3 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
黒沼 洋昭 村山市大字富並4588-18 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
齋藤 忠晴 尾花沢市新町三丁目9-34 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
後藤 理 村山市大字湯野沢1098-8 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
齊藤 元裕 尾花沢市大字正巖555 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
石山 卓也 尾花沢市若葉町四丁目7-5 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
前田 和弥 村山市楯岡新町四丁目8-17 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

奥山 和直 尾花沢市大字寺内1056 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
加藤 清宏 東根市本丸西二丁目5-11-5 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
村岡 真人 北村山郡大石田町大字鷹巣字下北原101 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
草刈 一人 尾花沢市大字六沢184 玄米、大豆、そば	同 左
名垣 和俊 北村山郡大石田町大字鷹巣字盾の内86 玄米、大豆、そば	同 左
軽部 和敦 村山市大字大久保甲179 玄米	同 左
志村 秀弥 尾花沢市新町一丁目10-8 玄米、大豆、そば	同 左
伊藤 和宏 東根市神町北五丁目10-15 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 淳哉 村山市大字名取1938-1 玄米	同 左
菊地 昌美 村山市楯岡二日町6-13-7 玄米、大豆	同 左
星川 功 北村山郡大石田町大字駒籠363 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 浩樹 村山市大字大楨342 玄米、大豆	同 左
三浦 弘之 尾花沢市大字寺内851-3 玄米、大豆、そば	同 左
松田 洋一 村山市楯岡笛田二丁目7-30-9 玄米、大豆、そば	同 左
吉田 稔 尾花沢市禁町四丁目1-34 玄米、大豆、そば	同 左

笹原 貴久 東根市三日町三丁目4-6-8 玄米、大豆、そば	同 左
加藤 雄二 天童市芳賀タウン南四丁目5-10 玄米、大豆、そば	同 左
奥山 康和 村山市大字大久保乙326-16 玄米、大豆、そば	同 左
生田 秀治 尾花沢市大字下柳渡戸437 玄米、大豆、そば	同 左
今野 英樹 北村山郡大石田町大字海谷1174 玄米、大豆、そば	同 左
高嶋 晃 村山市楯岡新町三丁目23-10 玄米、大豆、そば	同 左
尾崎 洋介 東根市中央三丁目9-6 玄米、そば	同 左
草苺 範明 村山市楯岡笛田一丁目5-23 玄米、大豆、そば	同 左
齊藤 亮 尾花沢市若葉町三丁目20-3 玄米、大豆、そば	同 左
柳元 穰 尾花沢市大字下柳渡戸35 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
星川 雄宇 尾花沢市大字芦沢36-4 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
阿部 宏也 北村山郡大石田町大字横山3189-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大崎 卓也 東根市中央四丁目7-13 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大類 啓安 新庄市住吉町5-12 スプリング ハイム101 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
	阿部 宣幸 尾花沢市大字正殿717 玄米、小麦、大豆、そば

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 庄内たがわ農業協同組合

代表理事組合長 黒井 徳夫
 鶴岡市上藤島字備中下3-1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
叶野 浩 鶴岡市羽黒町玉川字玉川80 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和元年9月5日 （清野清晃に係るものについては令和元年8月15日）
菖蒲 孝夫 東田川郡庄内町家根合字沼田29 玄米、大豆	同 左		
石川 輝紀 鶴岡市小中島字猫作68 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
日向 一也 鶴岡市三和字街道下63-6 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
大滝 尚 東田川郡三川町大字東沼字村岸7 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
齋藤 正之 鶴岡市羽黒町後田字柳原48 玄米、大豆、そば	同 左		
齋藤 和博 鶴岡市羽黒町野荒町字北田12-4 玄米、大豆、そば	同 左		
成澤 順 鶴岡市渡前字白山前16 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
小林 卓史 鶴岡市稲生町4-46 玄米、大豆、そば	同 左		
今井 俊 鶴岡市羽黒町川代字向山171 玄米、大豆、そば	同 左		
野尻 秀一 鶴岡市越沢乙44 玄米、大豆、そば	同 左		
清野 清晃 鶴岡市大網字型63 玄米、大豆	清野 清晃 鶴岡市大網字中田63 玄米、大豆		
阿部 正 東田川郡庄内町狩川字西田113-11 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
皆川 裕一 東田川郡三川町大字土口字村西92 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		

佐藤 誠 鶴岡市蛸井興屋字大槻東78 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
梅津 茂雄 東田川郡三川町大字横川字家岸124 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
佐藤 俊喜 鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-21 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
山木 均 酒田市落野目字杉之崎6 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
鈴木 繁則 鶴岡市羽黒町上野新田字中台24 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
本間 悟 東田川郡三川町大字東沼字村岸23 玄米、小麦、大豆	同 左
加藤 修 鶴岡市宝徳字西鴨田4 玄米、大豆、そば	同 左
五瓶 正人 鶴岡市羽黒町町屋字村中65 玄米、大豆、そば	同 左
菅原 剛 鶴岡市新屋敷字前田元84 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
五十嵐 順 鶴岡市大山二丁目59-23 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大井 広明 東田川郡三川町大字加藤字赤田16 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 正春 鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-144 玄米、大豆、そば	同 左
阿部 慶和 東田川郡三川町大字押切新田字瀧4-14 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
庄司 学 東田川郡三川町大字横川字家岸113 玄米、大豆	同 左
高橋 健児 東田川郡庄内町大野字太農28 玄米、大豆、そば	同 左

山口 龍士 鶴岡市昭和町9-22 玄米、大豆、そば	同 左
池田 直史 鶴岡市谷地興屋字村中13 玄米、大豆、そば	同 左
小田 一貴 鶴岡市茅原町1-34 玄米、大豆、そば	同 左
阿部 仁 東田川郡三川町大字横山字西田23 玄米、大豆、そば	同 左
森 悠一 鶴岡市梳代字西野157 玄米、大豆、そば	同 左
遠藤 貞吉 鶴岡市黒川字上の山142 玄米、大麦、大豆、そば	同 左
板垣 渉 鶴岡市長沼上新田91 玄米、大豆、そば	同 左
門脇 勝広 鶴岡市大塚町15-21-3 玄米、大豆、そば	同 左
高橋 徹 東田川郡三川町大字土口字村西98 玄米、大豆、そば	同 左
今野 今人 鶴岡市大網字中田46 玄米、大豆、そば	同 左
鈴木 重昭 鶴岡市羽黒町手向字手向161-1 玄米、大豆、そば	同 左
	大滝 正人 東田川郡三川町大字成田新田甲1 玄米、大豆、そば
	藪田 凌也 酒田市宮野浦三丁目22-11 玄米、大豆、そば
	佐藤 務 東田川郡三川町大字猪子字旭谷地 283 玄米、大豆、そば

3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

さがえ西村山農業協同組合
代表理事組合長 安孫子 常哉
寒河江市中央工業団地75

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
佐藤 知徳 東村山郡中山町大字長崎8043-92 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和元年8月28日
吉田 一男 西村山郡河北町大字吉田84 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐々木 和真 村山市大字河島乙113-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
土田 裕之 寒河江市字道生89 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
鈴木 啓司 西村山郡朝日町大字三中乙248-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
宮林 清 寒河江市新山町66-6 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
青木 悟 西村山郡河北町西里658 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山崎 浩 寒河江市丸内二丁目3-10 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 長弥 寒河江市南町一丁目2-46 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
半澤 弘典 西村山郡河北町西里2706 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山田 博喜 西村山郡河北町谷地ひな市四丁目6-6 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
工藤 恭裕 寒河江市元町四丁目12-4 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大泉 敏志 寒河江市大字寒河江字古河江29-8 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
軽部 賢太 寒河江市字下河原110-10 玄米、小麦、大豆、そば			
結城 真人 西村山郡大江町大字小新630-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

清野 睦彦 寒河江市大字柴橋979-12 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
結城 勇次郎 寒河江市大字柴橋858-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
菊地 俊 寒河江市新山町1-3 ベルソー A101 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
飯田 信之 西村山郡西川町大字睦合乙68 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
氏家 俊希 寒河江市大字高屋77 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
今田 竜乃助 西村山郡河北町田井193 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
矢作 慎吾 東根市鷲ノ森二丁目1-15 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
和田 孝太 西村山郡河北町西里1878 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
丹野 友樹 東村山郡中山町大字金沢271-5 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
齋藤 俊樹 上山市高野258 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
齋藤 勇介 西村山郡大江町大字本郷丁183-5 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
土田 晋也 寒河江市字道生173 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
芳賀 剛 寒河江市元町四丁目6-12 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	

- 4 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 山形市農業協同組合
 代表理事組合長 大山 敏弘
 山形市幸町18-20
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
後藤 朋幸 山形市大字村木沢31 玄米		国内産農産物に限る。	平成29年3月31日
三浦 清行 天童市長岡北三丁目7-5 玄米			
甲谷 憲一 山形市吉原一丁目1-17 玄米	同 左		
鈴木 公俊 山形市肴町3-12 玄米	同 左		
伊藤 俊則 東村山郡中山町長崎224-20 玄米	同 左		
安孫子 誉晃 寒河江市船橋町8-10 玄米	同 左		

5 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形県食糧株式会社
代表取締役社長 尾形 幸広
山形市流通センター一丁目12-4

(2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
山形県食糧株式会社 代表取締役社長 金山 昭次朗 山形市流通センター一丁目12-4	山形県食糧株式会社 代表取締役 尾形 幸広 山形市流通センター一丁目12-4	令和元年5月17日

山形県告示第295号

東根市土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により令和元年9月5日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書（維持管理）の写し
- 縦覧に供する場所
天童市役所、東根市役所及び河北町役場
- 縦覧に供する期間
令和元年10月7日から同年11月7日まで
- その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
袖浦土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市緑ヶ丘一丁目3番地の7
- 3 認可年月日
令和元年9月11日

山形県告示第297号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和元年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日
令和元年9月19日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号 有限会社今田土建
 - (2) 主たる営業所の所在地 米沢市矢来三丁目4番18号
 - (3) 代表者の氏名 今田 文夫
 - (4) 許可番号 山形県知事許可（般-27）第500330号
- 3 処分の内容
舗装工事業に関する営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事に係るものについて、令和元年10月1日から令和2年1月28日までの120日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実
有限会社今田土建の元役員が、刑法（明治40年法律第45号）第246条第1項の規定により懲役刑に処せられたことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

山形県告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類
酒田都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 市街化区域から市街化調整区域に変わる部分
なし
 - (2) 市街化調整区域から市街化区域に変わる部分
なし
 - (3) 市街化区域に決定する部分
酒田市高砂字高砂地先
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 令和元年9月20日から同年10月4日まで
 - (2) 場 所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所
- 4 その他
この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類
酒田都市計画臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
酒田市高砂字高砂地先
 - (2) 削除する部分
なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 令和元年9月20日から同年10月4日まで
 - (2) 場 所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所
- 4 その他
この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において令和元年10月4日まで縦覧に供する。

令和元年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 木地山、野川鳥獣保護区木地山、野川特別保護地区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案
 - (1) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 特別保護地区の指定目的
木地山、野川鳥獣保護区は、朝日連峰の南部域にあたり、長井市を流れる野川の上流域に位置し、野川本流及びその支流である布谷沢、大桶沢等の深い溪谷が続く急峻な山岳地域で、その背後にブナ林、偽高山帯植生と原生的な森林が広がっている。
このような自然環境を反映して野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動植物種のクマタカ等の大型猛禽類が生息している。
特に、当該区域の南部地域は、複雑に入り組んだ急峻な溪谷と、ブナ、ミズナラ、キタゴヨウなどの天然林が広がっており、大型猛禽類のクマタカが生息しているほか、アカゲラ、カッコウ等の野鳥が数多く生息している。
また、北部地域においては広大な公有水面に隣接していることから、カワセミ、カルガモ等の水辺に生息する留鳥や、マガモ、オナガガモ等の渡り鳥が飛来するなど、多様な鳥類の生息及び繁殖のための極めて重要な地域になっている。
このため、当該区域は、木地山、野川鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。
 - (3) 管理方針
イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ 入山者によるゴミの投げ捨て等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1 から 4 までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

令和元年9月20日から同年10月4日まで

(2) 意見書の提出先

環境エネルギー部みどり自然課又は置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において令和元年10月4日まで縦覧に供する。

令和元年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 鳥海鳥獣保護区鳥海特別保護地区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

4 保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

鳥海鳥獣保護区の大部分は、鳥海国定公園内の地域である。鹿の俣沢川や白沢川の溪谷が続き、鶴間池などの湖沼もあり、変化に富んだ地形となっている。

高山部は、雪田草原となっており、風衝草原には、チョウカイフスマ等の高山植物群落が発達しており、標高が下がるにつれ、ハイマツ、ミヤマナラ、ナナカマド等の低木群となっている。

また、当該地域におけるブナ林の限界は、標高1,100メートル付近となっており、鶴間池一帯には、ブナ原生林が残されている。

このような自然環境から、当該地域には野生鳥獣が多く生息し、餌となる動物も豊かなことから、国内希少野生動植物種のイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類も確認されている。特に、鹿の俣沢溪谷を中心とした区域は急峻な地形で、イヌワシの営巣も確認されており、繁殖、採餌等のために特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、鳥海鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ 登山者等によるゴミの投げ捨て等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

ハ 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれ合いの場並びに環境教育及び学習の場として活用を図る。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1 から 4 までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

令和元年9月20日から同年10月4日まで

(2) 意見書の提出先

環境エネルギー部みどり自然課又は庄内総合支庁保健福祉環境部環境課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和2年1月20日まで縦覧に供する。

令和元年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ山形北
山形市嶋北二丁目5番13号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)

名 称	所 在 地
フ レ ス ポ 山 形 北	山形市嶋土地区画整理事業地内62街区1画地外

(変更後)

名 称	所 在 地
フ レ ス ポ 山 形 北	山形市嶋北二丁目5番13号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ユ ニ ク ロ	山口県山口市佐山717番地1	柳 井 正
株 式 会 社 ハ ニ ー ズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江 尻 義 久
株式会社エービーシー・ マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野 口 実
株 式 会 社 ワ ー ル ド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	寺 井 秀 藏
株 式 会 社 パ ス ポ ー ト	東京都品川区西五反田七丁目22番17	水 野 純
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	栗 原 勝 利
青 山 商 事 株 式 会 社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青 山 理
そ の 他 は 未 定		

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ユ ニ ク ロ	山口県山口市佐山717番地1	柳 井 正

株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江 尻 義 久
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野 口 実
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	内 山 誠 一
株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号	遠 藤 結 蔵
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青 山 理
株式会社ブービープランニング	福島県須賀川市南町130番地	栗 城 幸 一

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成23年3月9日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ 株式会社ハニーズホールディングスに係るもの 平成29年3月1日

ロ 株式会社アルカスインターナショナルに係るもの 平成29年4月1日

ハ 株式会社ゲオホールディングスに係るもの 平成31年4月27日

ニ 株式会社ブービープランニングに係るもの 平成26年8月1日

4 届出年月日

令和元年7月12日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年1月20日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において令和2年1月20日まで縦覧に供する。

令和元年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤマザワ鶴岡茅原ショッピングセンター
鶴岡市茅原北土地区画整理事業地内14の1街区

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 古山 利昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 古山 利昭

株式会社ヤマザワ薬品 山形市あこや町三丁目9番3号
代表取締役 山澤 廣

株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
代表取締役 浅倉 俊一

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年3月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,641.86平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 312台
 - (2) 駐輪場の収容台数 98台
 - (3) 荷さばき施設の面積 287.53平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 50.75立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 株式会社ヤマザワ及び株式会社ヤマザワ薬品 午前9時から翌午前0時まで
ロ 株式会社ダイユーエイト 午前6時30分から午後9時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時から翌午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 5か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
令和元年8月27日
- 9 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年1月20日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

令和2年度山形県立農林大学校の入校者を次のとおり募集する。

令和元年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集人員
60名
- 2 応募資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者（令和2年3月に卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者
- 3 応募手続
入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農林大学校に提出すること（郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。）。
 - (1) 推薦入校 令和元年10月23日（水）から同月30日（水）まで
 - (2) 一般入校（前期） 令和元年11月18日（月）から同月26日（火）まで
（後期） 令和2年3月2日（月）から同月9日（月）まで
- 4 選考試験
 - (1) 推薦入校
イ 期 日 令和元年11月8日（金）
ロ 場 所 山形県立農林大学校
ハ 試験科目 小論文及び面接
 - (2) 一般入校
イ 期 日 前期：令和元年12月6日（金）
後期：令和2年3月13日（金）

ロ 場 所 山形県立農林大学校

ハ 試験科目 数学Ⅰ、生物基礎及び農業と環境の3科目の中から選択した1科目、国語総合（古典を除く。）、小論文並びに面接

5 その他

(1) 山形県立農林大学校への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、令和2年度山形県立農林大学校学生募集要項に定めるところによる。

(2) 詳細については、山形県立農林大学校（電話番号0233(22)1527）、農林水産部農政企画課（電話番号023(630)2383）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

路面清掃車 1台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課経理係 長井市高野町二丁目3番1号 電話番号0238(88)8222

3 落札者を決定した日 令和元年8月29日

4 落札者の名称及び所在地

東武機器株式会社 宮城県仙台市青葉区落合一丁目14番16号

5 落札金額 40,293,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和元年7月19日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成8.10.15	号外(66)	3	18	規制	規則

令和元年9月20日印刷 発行所 山形県庁
令和元年9月20日発行 発行人 山形県